

議案第 57 号

笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

笠間市長 山口 伸樹

提案理由

本案は、「台湾交流事務所」の開設に伴い、外国へ赴任する職員に係る旅費及び特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をするものであります。

笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(笠間市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 笠間市職員の旅費に関する条例（平成18年笠間市条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第39条」に、「第35条」を「第40条」に、「第37条」を「第42条」に改める。

第2条第1項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(8) 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第2条第2項ただし書を削る。

第3条第2項第4号中「出張」を「外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「出張」を「外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第2項に次の1号を加える。

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第6条第1項中「扶養親族移転料」の次に「、赴任手当」を加え、同条中

第15項を第16項とし，第14項を第15項とし，同条第13項中「第4号」を「第5号」に改め，同項を同条第14項とし，同条中第12項を第13項とし，第11項の次に次の1項を加える。

12 赴任手当は，外国への赴任について定額により支給する。

第8条に次の1項を加える。

3 第3条第2項第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当する場合には，旅費計算上の旅行日数は，第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第24条中「，職員が出張中に退職等となった場合に」を削り，同条各号を次のように改める。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には，次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け，又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り，出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には，赴任の例に準じ，かつ，新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

第24条に次の1項を加える。

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第1号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は，当該職員への本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費のほか，第37条第1項第3号イ又は第4号及び第5号並びに第2項の規定に準じて計算した旅費とする。

第25条第1項中「職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は，死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。」を「支給する旅費は，次に規定する旅費とする。」に改め，同項に次の各号を加える。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には，死亡地から旧在勤地までの往

復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

第25条第2項中「前項」を「前2項」に、「第6号」を「第9号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

第25条に次の1項を加える。

4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第26条ただし書中「ただし、」の次に「移転料並びに」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の場合において、第21条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

第37条を第42条とし、第36条を第41条とし、第35条を第40条とする。

第34条中「第12項」を「第16項」に改め、同条ただし書中「第6条」を「同条」に改め、第3章中同条を第39条とし、同条の前に次の1条を加える。

(遺族の旅費)

第38条 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から旧在勤庁所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）並びに旧在勤庁所在地を居住地とみなし

て第25条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。

第33条第1項各号列記以外の部分中「第3号」を「第4号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

(ア) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

(イ) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧在勤庁所在地までの前職務相当の旅費（着後手当を除く。）

(2) 職員が外国の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

第33条第1項に次の3号を加える。

(3) 外国在勤の職員が本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

ア 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた第16条第1項及び第17条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤庁所在地までの前章の規定による前職務相当の旅費

(4) 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となった

場合において、出張地から旧在勤地に帰った後当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

ア 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第1号アの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

イ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号アの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

ウ 退職等を知った日の翌日から1月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰った場合に限り、ア又はイに規定する旅費のほか、次に規定する旅費

(ア) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第30条第1項又は第16条第1項及び第17条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については1.5日分、宿泊料については1.5日夜分を超えることができない。

(イ) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費（赴任手当を除く。）

(ウ) 旧在勤地に到着した日の翌日から2月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知った日とみなして第1号イの規定に準じて計算した旅費

(5) 外国在勤の職員が第2号又は第3号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費のほか、旧在勤地から旧在勤庁所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）

第33条第2項中「前項第2号ア」を「前項第1号イ，第3号イ又は第4号ウ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行の途中において退職等となった場合において第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前2項の規定に準じて市長が定める。

第33条を第37条とする。

第32条第1項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第2項中「第4号」を「第5号」に、「当該職員の本邦における在勤地を旧在勤地とみなして第25条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。」を「次の各号に規定する額による。」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の本邦における在勤庁（任命権者の在勤庁をいう。以下同じ。）所在地を旧在勤地とみなして第25条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員の本邦における在勤庁所在地を新在勤地とみなして第25条第1項第2号の規定に準じて計算した旅費の額

第32条第3項中「第25条第2項」を「第25条第3項」に、「第4号」を「第5号」に改め、同条を第36条とする。

第31条を第35条とし、第30条の次に次の4条を加える。

(移転料)

第31条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。）を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第4の定額（以下この条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

(1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超えるごとにその100分の15に相当する額を加算した額

(2) 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその100分の10に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第33条第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があった日における居住地（当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、市長が定める扶養親族の居住地）

から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

- 4 第21条第1項第3号及び第2項の規定は、前3項の規定による移転料の額の計算について、第19条第2項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(着後手当)

第32条 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表2の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第33条 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 赴任の際任命権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。
- (2) 外国に在勤中任命権者の許可を受け、同一在勤地について1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。
- (3) 本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回に限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額による。

- (1) 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食事料、着後手当及び赴任手当の3分の2に相当する額
- (2) 12歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額
- (3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当

する額

3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第21条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。

4 第21条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(赴任手当)

第34条 赴任手当の額は、別表第3の定額による。

別表第2中「移転料」の前に「内国旅行の」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第23条, 第30条, 第34条, 第36条関係)

外国旅行の旅費

| 区分 | 日当 (1日につき) | | | 宿泊料 (1夜につき) | | | 食事料 (1夜につき) | 赴任手 当 | 死亡手 当 |
|------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 指定都 市 | 甲地方 | 乙地方 | 指定都 市 | 甲地方 | 乙地方 | | | |
| 一般職の 職員 | 円 6, 2 0 0 | 円 5, 2 0 0 | 円 4, 2 0 0 | 円 1 9, 3 0 0 | 円 1 6, 1 0 0 | 円 1 2, 9 0 0 | 円 5, 8 0 0 | 円 1 5 0, 0 0 0 | 円 5 0 0, 0 0 0 |

備考

1 指定都市とは、支給規程第16条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び大洋州地域として支給規程第17条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域をいい、乙地方とは、指定都市及び甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第31条関係)

外国旅行の移転料

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|---|---|---|
| 鉄道1 00キ ロメー トル未 満 | 鉄道1 00キ ロメー トル以 上50 0キロ メート ル未満 | 鉄道5 00キ ロメー トル以 上1, 000 キロメ ートル 未満 | 鉄道 1,0 00キ ロメー トル以 上1, 500 キロメ ートル 未満 | 鉄道 1,5 00キ ロメー トル以 上2, 000 キロメ ートル 未満 | 鉄道 2,0 00キ ロメー トル以 上5, 000 キロメ ートル 未満 | 鉄道 5,0 00キ ロメー トル以 上1, 000 キロメ ートル未 満 | 鉄道1 0,0 00キ ロメー トル以 上1, 500 キロメ ートル未 満 | 鉄道1 5,0 00キ ロメー トル以 上2, 000 キロメ ートル未 満 | 鉄道2 0,0 00キ ロメー トル以 上 000 キロメ ートル未 満 |
| 円 11 6,0 00 | 円 15 4,0 00 | 円 22 0,0 00 | 円 27 6,0 00 | 円 34 8,0 00 | 円 42 8,0 00 | 円 47 1,0 00 | 円 51 4,0 00 | 円 55 6,0 00 | 円 60 1,0 00 |

備考 路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

(笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年笠間市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(15) 外国勤務手当

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(外国勤務手当)

第17条 外国勤務手当は、職員（外国に駐在することを命ぜられた職員に限る。）が当該外国において特定の事務を処理する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。

以下「法」という。)第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の支給額(在勤基本手当にあっては同法の規定による支給額に100分の80を乗じて得た額とし、配偶者手当にあっては同法の規定による支給額に100分の80を乗じて得た額から給与条例第12条第2項第1号に掲げる扶養親族に係る扶養手当の月額に相当する額を減じた額とする。)の合計額に相当する額とする。

- 3 第1項の手当の支給を受ける職員には、給与条例第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第12条の4第1項及び第3項、第14条第1項、第3項及び第4項、第15条、第16条、第18条第1項及び第2項並びに第18条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職特別勤務手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

笠間市職員の旅費に関する条例(平成18年笠間市条例第48号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第3章 外国旅行の旅費(第26条—<u>第39条</u>)</p> <p>第4章 雑則(<u>第40条—第42条</u>)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</u></p> <p><u>(8) 扶養親族 国内旅行にあつては職員の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)をいい外国にあつては、これに準ずる地域をいうものと</p> | <p>目次</p> <p>第3章 外国旅行の旅費(第26条—<u>第34条</u>)</p> <p>第4章 雑則(<u>第35条—第37条</u>)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)をいい外国にあつては、これに準ずる地域をいうものと</p> |

する。_____

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)・(2) (略)

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。)には、当該職員

(5) 職員が外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3～7 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、赴任手当、旅行雑費

する。ただし、「在勤地」という場合には、市の存する地域をいう。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)・(2) (略)

(3) 職員が出張 _____ のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。)には、当該職員

(4) 職員が出張 _____ のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3～7 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食料、移転料、着後手当、扶養親族移転料 _____、旅行雑費

及び死亡手当とする。

2～11 (略)

12 赴任手当は、外国への赴任について定額により支給する。

13 (略)

14 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について定額等により支給する。

15 (略)

16 (略)

(旅費の計算)

第8条 (略)

2 (略)

3 第3条第2項第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(退職者等の旅費)

第24条 第3条第2項第1号の規定により _____
_____支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

及び死亡手当とする。

2～11 (略)

12 (略)

13 死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合について定額等により支給する。

14 (略)

15 (略)

(旅費の計算)

第8条 (略)

2 (略)

(退職者等の旅費)

第24条 第3条第2項第1号の規定により、職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第1号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員への本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費のほか、第37条第1項第3号イ又は第4号及び第5号並びに第2項の規定に準じて計算した旅費とする。

(遺族の旅費)

第25条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第25条 第3条第2項第2号の規定により職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第9号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(本邦通過の場合の旅費)

第26条 外国旅行中本邦を通過する場合には、本邦内の旅行について支給する旅費は前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食事料又は本邦に到着した日までの日当及び食事料については、この章に規定するところによる。

2 前項本文の場合において、第21条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

(移転料)

第31条 赴任の際扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。)を旧在勤地から新在勤地まで随伴

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(本邦通過の場合の旅費)

第26条 外国旅行中本邦を通過する場合には、本邦内の旅行について支給する旅費は前章に規定するところによる。ただし、_____外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食事料又は本邦に到着した日までの日当及び食事料については、この章に規定するところによる。

する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第4の定額(以下この条において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額による。

(1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超えるごとにその100分の15に相当する額を加算した額

(2) 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額(前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額)にその100分の10に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第1号の規定に係る部分を除く。)に規定する額の2分の1に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第33条第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があった日における居住地(当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、市長が定める扶養親族の居住地)から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

4 第21条第1項第3号及び第2項の規定は、前3項の規定による移転料の額の計算について、第19条第2項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(着後手当)

第32条 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表2の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第33条 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 赴任の際任命権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。

(2) 外国に在勤中任命権者の許可を受け、同一在勤地について1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

(3) 本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回に限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額による。

(1) 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食事料、着後手当及び赴任手当の3分の2に相当する額

(2) 12歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額

(3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当

する額

3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第21条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。

4 第21条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(赴任手当)

第34条 赴任手当の額は、別表第3の定額による。

(旅行雑費)

第35条 (略)

(死亡手当)

第36条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には、別表第3の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

—

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の本邦における在勤庁(任命権者の在勤庁をいう。以下同じ。)所在地を旧在勤地とみなして第25条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員の本邦における在勤庁所在地を新在勤地とみなして第25条第1項第2号の規定に準

(旅行雑費)

第31条 (略)

(死亡手当)

第32条 死亡手当の額は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合には、別表第3の定額による。

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における在勤地を旧在勤地とみなして第25条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

じて計算した旅費の額

3 第25条第3項の規定は、第3条第2項第5号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第37条 第3条第2項第4号の規定に該当する場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

(ア) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

(イ) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧在勤庁所在地までの前職務相当の旅費(着後手当を除く。)

(2) 職員が外国の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

3 第25条第2項の規定は、第3条第2項第4号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第33条 第3条第2項第3号の規定に該当する場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発し、当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。た

(3) 外国在勤の職員が本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

ア 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた第16条第1項及び第17条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤庁所在地までの前章の規定による前職務相当の旅費

(4) 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰った後当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

ア 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第1号アの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

イ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号アの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

ウ 退職等を知った日の翌日から1月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰った場合に限り、ア又はイに規定する旅費のほか、

だし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

次に規定する旅費

(ア) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第30条第1項又は第16条第1項及び第17条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については15日分、宿泊料については15日夜分を超えることができない。

(イ) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費(赴任手当を除く。)

(ウ) 旧在勤地に到着した日の翌日から2月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知った日とみなして第1号イの規定に準じて計算した旅費

(5) 外国在勤の職員が第2号又は第3号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費のほか、旧在勤地から旧在勤庁所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(着後手当に相当する部分を除く。)

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ、第3号イ又は第4号ウに規定する期間を延長することができる。

3 第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行の途中において退職等となった場合において第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前2項の規定に準じて市長が

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号アに規定する期間を延長することができる。

定める。

(遺族の旅費)

第38条 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から旧在勤庁所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(着後手当に相当する部分を除く。)並びに旧在勤庁所在地を居住地とみなして第25条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。

(旅行手当)

第39条 第6条第16項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が市長と協議して定める。ただし、その額は当該旅行手当の性質に応じ、同条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(旅費の調整)

第40条 (略)

(旅費の特例)

第41条 (略)

(委任)

第42条 (略)

別表第2(第19条関係)

内国旅行の移転料

| | | | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鉄道50 | 鉄道50 | 鉄道100 | 鉄道300 | 鉄道500 | 鉄道1,0 | 鉄道1,5 | 鉄道2,0 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

(旅行手当)

第34条 第6条第12項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が市長と協議して定める。ただし、その額は当該旅行手当の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(旅費の調整)

第35条 (略)

(旅費の特例)

第36条 (略)

(委任)

第37条 (略)

別表第2(第19条関係)

_____移転料

| | | | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鉄道50 | 鉄道50 | 鉄道100 | 鉄道300 | 鉄道500 | 鉄道1,0 | 鉄道1,5 | 鉄道2,0 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

| | | | | | | | |
|----------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-------------------|-------------------|------------|
| キロメートル未満 | キロメートル以上100未満 | キロメートル以上300未満 | キロメートル以上500未満 | キロメートル以上1,000未満 | 00キロメートル以上1,500未満 | 00キロメートル以上2,000未満 | 00キロメートル以上 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 107,000 | 123,000 | 152,000 | 187,000 | 248,000 | 261,000 | 279,000 | 324,000 |

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第3(第23条, 第30条, 第34条, 第36条関係)

外国旅行の旅費

| 区分 | 日当(1日につき) | | | 宿泊料(1夜につき) | | | 食事料(1夜につき) | 赴任手当 | 死亡手当 |
|--------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | | | |
| 一般職の職員 | 円 6,200 | 円 5,200 | 円 4,200 | 円 19,300 | 円 16,100 | 円 12,900 | 円 5,800 | 円 150.00 | 円 500.00 |

備考

1 指定都市とは、支給規程第16条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び大洋州地域として支給規

| | | | | | | | |
|----------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-------------------|-------------------|------------|
| キロメートル未満 | キロメートル以上100未満 | キロメートル以上300未満 | キロメートル以上500未満 | キロメートル以上1,000未満 | 00キロメートル以上1,500未満 | 00キロメートル以上2,000未満 | 00キロメートル以上 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 107,000 | 123,000 | 152,000 | 187,000 | 248,000 | 261,000 | 279,000 | 324,000 |

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第3(第23条, 第30条, 第32条関係)

外国旅行の旅費

| 区分 | 日当(1日につき) | | | 宿泊料(1夜につき) | | | 食事料(1夜につき) | 死亡手当 |
|--------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | | |
| 一般職の職員 | 円 6,200 | 円 5,200 | 円 4,200 | 円 19,300 | 円 16,100 | 円 12,900 | 円 5,800 | 円 500.00 |

備考

1 指定都市とは、支給規程第16条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び大洋州地域として支給規

程第17条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域をいい、乙地方とは、指定都市及び甲地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

別表第4(第31条関係)

外国旅行の移転料

| 鉄道1 00キ ロメー トル未 満 | 鉄道1 00キ ロメー トル以 上500 キロメ ートル 未満 | 鉄道5 00キ ロメー トル以 上1.00 キロメ ートル 未満 | 鉄道1, 000キ ロメー トル以 上1.50 キロメ ートル 未満 | 鉄道1, 500キ ロメー トル以 上2.00 キロメ ートル 未満 | 鉄道2, 000キ ロメー トル以 上5.00 キロメ ートル 未満 | 鉄道5, 000キ ロメー トル以 上10.0 キロメ ートル 未満 | 鉄道1 0,000 キロメ ートル 未満 | 鉄道1 5,000 キロメ ートル 未満 | 鉄道2 0,000 キロメ ートル 以上 |
|-------------------------------|--|---|---|---|---|---|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 円 116,0 00 | 円 154,0 00 | 円 220,0 00 | 円 276,0 00 | 円 348,0 00 | 円 428,0 00 | 円 471,0 00 | 円 514,0 00 | 円 556,0 00 | 円 601,0 00 |

備考 路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

程第17条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域をいい、乙地方とは、指定都市及び甲地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年笠間市条例第46号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 外国勤務手当</p> <p>(外国勤務手当)</p> <p>第17条 <u>外国勤務手当は、職員(外国に駐在することを命ぜられた職員に限る。)</u>が当該外国において特定の事務を処理する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 <u>前項の手当の額は、勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。以下「法」という。)</u>第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、<u>在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の支給額(在勤基本手当にあつては同法の規定による支給額に100分の80を乗じて得た額とし、配偶者手当にあつては同法の規定による支給額に100分の80を乗じて得た額から給与条例第12条第2項第1号に掲げる扶養親族に係る扶養手当の月額に相当する額を減じた額とする。)</u>の合計額に相当する額とする。</p> <p>3 <u>第1項の手当の支給を受ける職員には、給与条例第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第12条の4第1項及び第3項、第14</u></p> | <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> |

条第1項，第3項及び第4項，第15条，第16条，第18条第1項及び第2項並びに第18条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当及び管理職特別勤務手当は，支給しない。

(委任)

第18条 (略)

(委任)

第17条 (略)